

内水面

島根県内水面漁場管理委員会指示第 7－1 号

(あゆの採捕の禁止)

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項及び第 171 条第 4 項の規定により、あゆの繁殖保護を図るため次のとおりあゆの採捕を禁止する。

令和 8 年 3 月 6 日

島根県内水面漁場管理委員会会長 三 浦 順

禁 止 す る 河 川	禁 止 す る 期 間
田儀川及び小田川	令和 8 年から令和 10 年までの毎年 5 月 20 日から 6 月 20 日まで。ただし、手釣り及びさお釣りを除く。
益田川（益田市昭和町昭和橋下流端から同市乙吉町雪舟橋下流端まで）	令和 8 年から令和 10 年までの毎年 10 月 6 日から 11 月 30 日まで